

香取市告示第82号

香取市自転車等の放置防止に関する条例第9条第1項に基づき、次のとおり自転車等を移動し、保管したことを告示する。

令和8年4月16日

香取市長 伊藤 友則



放置されていた場所	保管台数	保管した年月日
香取市小見川 756-2 地先	1	令和8年4月15日

保管期間は香取市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第8条に基づき、告示をした日から起算して6箇月とする。